

特定国立研究開発法人(理化学研究所)の見込評価等に対する 総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)の意見(案)について

背景

- 「特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法」に基づき、同法人の中長期目標期間の最終年度に、CSTIは所管大臣の行った評価等^{*}に意見を述べることになっている。
※①中長期目標期間の終了時に見込まれる期間全体における業務の実績評価、②業務及び組織の全般にわたる検討結果及び講ずる措置の内容
- 今般、文部科学大臣が行った理化学研究所の評価等に対するCSTIの意見を決定する。

意見(案)のポイント

I 科学技術基本計画の実現に向けた、理事長構想の着実な実行

異分野・異業種が横断的なネットワークのもとでイノベーションの創出を促す計画や理研発ベンチャー等の創出・成長を促進する構想は、科学技術イノベーションの強化に極めて重要。

また、新設された革新知能統合研究センターは、Society5.0を世界に先がけて実現する拠点であり、その活動を可及的速やかに本格化する必要。

II 構想の実施に向けた支援及び制度の見直しの提起

文部科学大臣は、理研に対して適時適切に支援等を行うとともに、理研が現行制度では困難な構想等を実現するため、CSTIに対し、具体的な制度の見直し方策を提起。